



7 生消取第 501 号
令和 7 年度 8 月 29 日

公益社団法人 日本通信販売協会 (JADMA)
会長 梶原 健司 様

東京都生活文化局
消費生活部長 志村 公久



インターネット上の広告・表示の適正化について (要望)

日頃から、東京都の消費生活行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都は、平成 21 年度から、景品表示法に違反するおそれのあるインターネット上の広告の監視を継続的に実施しており、不当な広告・表示については事業者への改善指導等を行っております。

さらに、令和 6 年度から SNS 等における広告・表示についての監視を本格的に開始し、検出された不当表示について、事業者への指導を行っております。

この度、令和 6 年度インターネット広告表示監視事業及び SNS 等広告表示監視事業実施報告事業の結果について、別紙報道発表資料のとおり概要をまとめ、消費者に情報提供を行いましたので、お知らせいたします。

本件について、会員各位にご周知いただくとともに、下記により、インターネット上の広告・表示の適正化に一層御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 貴団体関係事業者が広告・表示を行う場合、表示の根拠となる客観的な事実を確認した上で表示を行うように、貴団体としてより一層、各種方策に取り組んでください。
- 2 消費者に対する責任を自覚して広告・表示を行うよう、貴団体関係事業者に対し、景品表示法や特定商取引法などの法令の遵守について、より一層の徹底を図ってください。
- 3 東京都では、事業者を対象として、景品表示法、特定商取引法等の関係法令の概要説明、法令違反事例の解説等を行うコンプライアンス講習会を WEB 配信にて行っております。令和 7 年度も同様に実施する予定です。ご活用ください。

【担当】東京都生活文化局消費生活部取引指導課 橋本・守田

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 18 階
電話 03-5388-3066